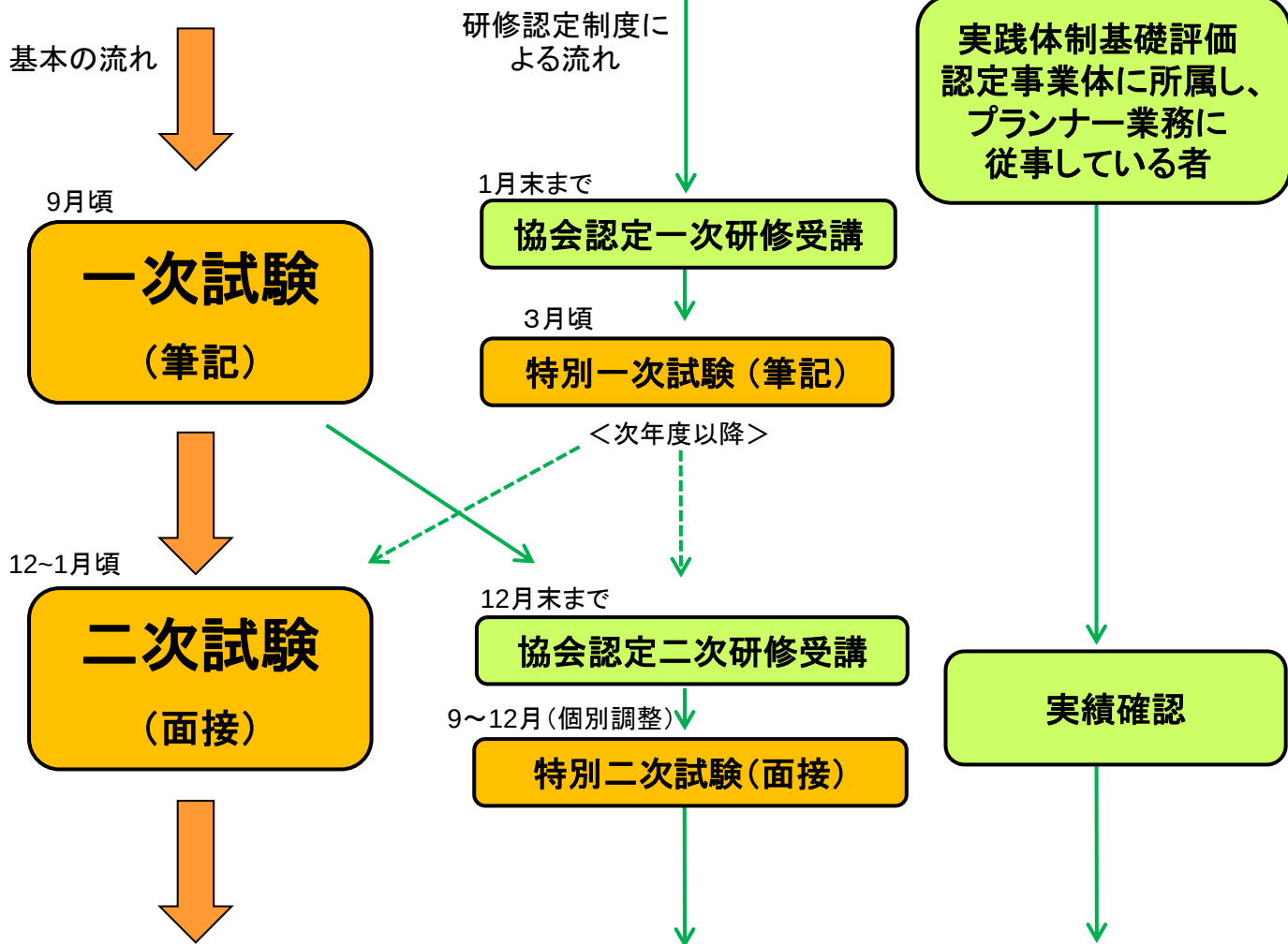


森林施業プランナー認定取得ルート一覧

プランナー志望者



森林施業プランナー認定

- ※ 記載した日程は平成26年度のものです。
- ※ 協会認定一次研修受講者が、9月の一次試験を受験することは可能です。仮に一次試験に不合格の場合、改めて3月の特別一次試験を受験できます。(受験料は都度支払う必要があります)
- ※ 昨年度に協会認定一次研修を修了した者は、自都道府県において特別一次試験が行われる場合に限り、特別一次試験を受験できることとします(協会認定二次研修および特別二次試験についても同様)。ただし、経過措置として25年度は受験可とした、24年度以前の研修修了者は不可とします。
- ※ 特別一次試験の募集案内は、12月ごろに協会認定一次研修の研修実施主体等を通じて行う予定です。なお、特別一次試験は3月に実施されるため、特別一次試験の合格者は次年度以降の二次試験または特別二次試験を受験することになります。
- ※ 協会認定研修の審査は6月および9月に行われ、審査翌月の月上旬に申請者に対して、結果通知を行う予定です。
- ※ 記載したもの以外に林業大学校等の所属学生に対して、特別一次試験の受験資格を付与します。